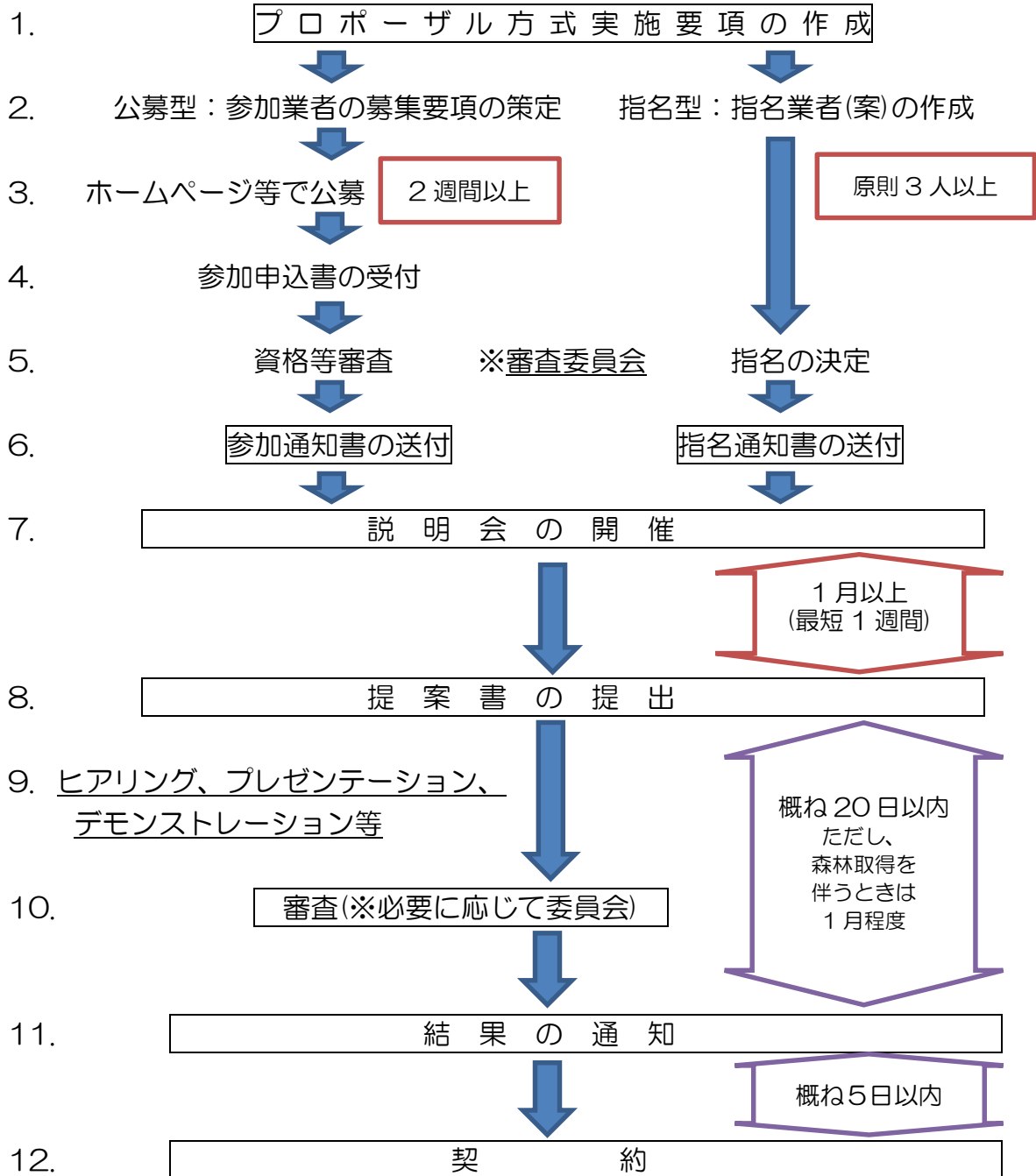


プロポーザル方式の実施手順



※提案書の審査は、原則として発注要綱第6条に定める機構事業審査委員会で行う。

参考

徳島森林づくり推進機構プロポーザル方式素材生産事業実施要項

1. 事業の目的

徳島県の次世代林業プロジェクトを推進する徳島県産材計画生産推進会議においては、A級材の需要拡大を契機に、計画的に県産材を増産、安定供給体制の構築を目指している。

このため、徳島森林づくり推進機構は、この県産材計画生産推進会議の一員として、木材生産販売事業を行い、間伐から主伐への移行を進め、県産材生産の拡大を率先するとともに、増産に対応した林業事業体の体制づくりに資することを目的とする。

2. 事業名、事業箇所、事業内容、事業期間

事業名	木材生産販売事業
事業箇所	海部郡海陽町
事業内容	スギ 55～80 年生 面積 素材生産量
事業期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3. プロポーザル方式の採用の具体的な理由

徳島森林づくり推進機構プロポーザル方式による契約手続実施要領第 2 条第 2 項に規定する県産材の計画生産を行う事業の契約で、生産販売手法が多種であり、かつ、事業効果を総合的に判断し、機構に最も付加価値を創出する事業者を選定する必要があるため

4. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

別紙 プロポーザル方式の実施手順による。

5. プロポーザル方式の種別(指名型又は公募型の別)

<input type="radio"/>	公募型プロポーザル方式
<input type="checkbox"/>	指名型プロポーザル方式

6. 公募条件、応募期間、応募方法及び業者選定基準(公募型に限る。)

公募条件	次の各号のいずれかに該当するものとする。 ア 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき設立された森林組合及び森林組合連合会 イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 4
------	---

	5号)に基づき認定された林業事業体(認定林業事業体という) ウ 徳島県に登録された登録林業事業体
応募期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
応募方法	参加申込書の提出による
業者選定基準	次の要件を備えたものを選定する ① 事業の実行に豊富な経験と能力を有するもの ② 社会的、経済的信用が確実と思われるもので、かつ事業地の事情に精通しているもの

指名業者(案)、及び指名業者選定理由(指名型に限る。)

指名業者(案)	海部森林組合 徳島県林業経営者協同組合 株式会社坂本林業 淵村林業 有限会社式地林業
指名業者選定理由	徳島県に登録された登録林業事業体であって、かつ森林組合又は徳島県素材生産流通協同組合員のうち、事業地の地域において素材生産事業を現に行う者、又は新たに事業班を育成する者

7. 提案書作成要領(提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等)

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・素材生産及び仕分け選別の方法 ・生産性及び素材生産コスト ・環境保全の取組事項 ・人材育成の取組事項 ・計画生産の推進に対する協力体制 ・その他特記事項
提案書の様式及び部数	提案書は指定様式で1部提出とする。 なお、必要がある場合は、提案書の他に追加資料の提出を求めることがあります。
提出方法	直接持参又は郵送で提出してください。
提出期限	平成 年 月 日
記入上の注意	使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年律第51号)に定める計量単

	位としてください。 様式のうち手書きでないものの文字のサイズは11ポイント以上としてください。
提案依頼についての質疑応答	徳島森林づくり推進機構の当該事業担当者にお問い合わせ下さい。

8. 審査方法及び審査基準(審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等)

審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ①生産販売手法が多種の仕分け選別を行い、多様な需要先に直送すること。 ②生産技術方式は、架線、高性能林業機械の組み合わせであること。 ③森林の適正な更新を容易にする環境配慮を行うこと。 ④増産体制構築に向けた人材育成に資すること。
審査スケジュール	
審査結果の通知	

9. 提案書の公開又は非公開の別

	この事業の提案書は公開する
○	この事業の提案書は非公開とする

10. 提案に係る費用の負担に関する事項

11. その他必要な事項

第8条 公募型プロポーザル方式においては、参加業者の公募を行うため、次の各号に掲げる項目を記載した募集要項を策定する。

- (1) 事業の概要 事業名、施業箇所、事業内容、事業期間
- (2) 参加資格条件 業種、実績等
- (3) 選定条件 業者選定のための基準事項
- (4) 参加申込み及び受付け 参加申込み及び受付けの方法、受付場所、受付期間
- (5) プロポーザル方式の実施概要、提案時期、実施要項の入手方法及び場所
- (6) 提出書類 参加申込書、参加資格確認書類、実績のわかる書類

- (7) その他提案業者を公募するために必要な事項
- 2 プロポーザル方式において、業者を公募するときは、前項に規定する募集要項をホームページ及び事務所での閲覧等により周知するものとする。
 - 3 業者の公募については、2週間以上の募集期間を設けなければならない。
 - 4 第1項の要項に基づく参加申込書等の提出があったときは、当該資料に基づき、申込者の参加資格の有無について審査し、参加資格審査の結果については申込者に通知するとともに、次に掲げる事項をホームページ等で開示するものとする。
 - (1) 事業名
 - (2) 応募総数及び参加資格有りと認められた者の数
 - (3) 参加資格有りと認められた者の名称等
 - (4) 参加資格審査日
 - (5) 提案書提出期限
 - (6) その他必要な事項
 - 5 前条第2項から第6項までの規定は、公募型プロポーザル方式の実施手順において、これを準用する。

(指名型プロポーザル方式の実施手順)

- 第7条 指名型プロポーザル方式における指名数は原則3人以上とする。ただし、特別の事情があるときは3人未満とすることができる。
- 2 公社事業審査委員会が指名型プロポーザル方式の指名業者を決定したときは、提案書の提出依頼及び第4条第1項に規定する実施要項(指名業者及び指名業者選定理由を除く。)を当該指名業者あて通知するものとする。
 - 3 公社は、提案書提出の前に必要に応じて説明会を開催することができる。説明会を開催した場合において、当該説明会に正当な理由なく欠席した者は失格とする。
 - 4 公社は、提案書の提出依頼の通知後(前項の説明会を開催する場合は、説明会開催後)、1月以上の提案書作成期間を設けなければならない。ただし、業務の内容及び提案を求める内容を考慮し、その期間を1週間まで短縮することができる。
 - 5 審査方法は、審査基準に基づき、提出書類等を審査するとともに、当該業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリング(聴き取り)、プレゼンテーション(説明)、デモンストレーション(実演)等を行い総合的に審査し、受注者を選定する。
 - 6 公社は、審査の結果、受注者を選定したときは、速やかに次に掲げる事項について、各提案者あて通知するものとする。
 - (1) 採択又は不採択の別
 - (2) 提案者総数
 - (3) その他必要な事項